令和2年6月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第44号

産業技術短期大学校条例施行規則の一部を改正する規則

産業技術短期大学校条例施行規則(平成8年岩手県規則第71号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後	
目 次	目次	
第1章~第6章 [略]	第1章~第6章 [略]	
第7章 <u>授業料</u> の免除(第23条- <u>第27条</u>)	第7章 <u>授業料等の納付及び</u> 免除(第23条- <u>第30条</u>)	
第8章 補則(<u>第28条</u>)	第8章 補則(<u>第31条</u>)	
附則	 附則	
第7章 授業料の免除	第7章 授業料等の納付及び免除	
	(授業料の免除の申請をした者等に係る授業料の納付)	
	第23条 条例第8条第4項の規定に該当する者は、次の表の左	
	欄に掲げる者の区分に応じ、同表の中欄に掲げる授業料につ	
	いて、同表の右欄に掲げる期間内に納付しなければならない	
	<u>o</u>	
	条例第8条第3項 条例第8条第1項 第28条第1項の規	
	の申請をした者で に規定する額の授 定による校長の通	
	、同項に規定する 業料 知を受けた日から	
	審査の結果、免除 起算して1月を経	
	を受けることがで 過する日又は条例	
	きなかったもの 第8条第2項の規	
	授業料の一部の免 授業料の免除の額 定により授業料を	
	除の決定を受けた と条例第8条第1 納付すべき月の末	
	査 項に規定する額と 日のいずれか遅い	
	の差額に相当する 日まで	
	額の授業料	
	授業料の免除の決 変更後の授業料の 第28条第1項の規	
	定を受けた後当該 免除の額と条例第 定による校長の通	
	免除の額に変更が 8条第1項に規定 知を受けた日から	
	<u>あった者</u> する額との差額に 起算して1月以内	
	相当する額の授業	
	<u>料</u>	
	授業料の免除の決 授業料の免除の決 第30条の規定によ	
	定を受けた者で当 定の効力が停止し る校長の通知を受	
	該免除の決定の効 た期間に係る授業 けた日から起算し	
	力が停止されたも 料 て1月以内	
	<u></u>	

(授業料の免除)

第23条

[略]

(免除の額)

<u>第24条</u> 免除する授業料の額は、原則として前期分又は後期分 <u>第26条</u> 免除する授業料の額は、原則として前期分又は後期分 の授業料についてその全額又は半額とする。ただし、前条各 号のいずれかに該当するときは授業料の年額の12分の1に相 当する額に休学の開始日又は除籍された日の属する月の翌月 (休学の開始日又は除籍された日が月の初日の場合は当該月)から、休学にあっては復学した日の属する月の前月まで、 除籍された場合にあっては前期又は後期が終了する日の属す る月までの月数を乗じて得た額とする。

(免除の申請)

の免除を受けようとする者(次条及び第27条において「申請 者」という。)は、別に定める様式による授業料免除申請書 に市町村長が発行する所得に関する証明書その他校長が定め る書類を添え、原則として、次の各号に掲げる授業料の区分 に応じて、当該各号に掲げる期日までに校長に提出しなけれ (入学料の免除の申請をした者に係る入学料の納付)

第24条 条例第12条第3項の規定に該当する者は、次の表の左 欄に掲げる者の区分に応じ、同表の中欄に掲げる入学料につ いて、同表の右欄に掲げる期間内に納付しなければならない

条例第12条第2項	入学料	第28条第1項の規
の申請をした者で		定による校長の通
、同項に規定する		知を受けた日から
審査の結果、免除		起算して15日以内
を受けることがで		
きなかったもの		
入学料の一部の免	入学料の免除の額	
除の決定を受けた	と入学料の額との	
<u>者</u>	差額に相当する額	
	の入学料	

(授業料及び入学料の免除)

第25条 条例第14条に規定する経済的理由によって授業料及び 入学料の納付が困難であり、かつ、高い修業意欲を有すると 認められる者は、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号) 第8条第1項の授業料等減免対象者に 相当する者とする。

[略]

(免除の額)

の授業料についてその全額、3分の2又は3分の1とする。 ただし、前条第2項各号のいずれかに該当するときは授業料 の年額の12分の1に相当する額に休学の開始日又は除籍され た日の属する月の翌月(休学の開始日又は除籍された日が月 の初日の場合は、当該月)から、休学にあっては復学した日 の属する月の前月まで、除籍された場合にあっては前期又は 後期が終了する日の属する月までの月数を乗じて得た額とす

2 免除する入学料の額は、その全額、3分の2又は3分の1 とする。

(免除の申請)

<u>第25条 第23条各号</u>のいずれかに該当する場合を除き、授業料 | <u>第27条 第25条第2項各号</u>のいずれかに該当する場合を除き、 授業料及び入学料(以下「授業料等」という。) の免除を受 けようとする者(次条から第30条までにおいて「申請者」と いう。)は、別に定める様式による授業料等免除申請書に市 町村長が発行する所得に関する証明書その他校長が定める書 類を添え、原則として、次の各号に掲げる区分に応じて、当

ばならない。

(1) 新入学生の入学した日の属する期に係る授業料 入学 の日

(2) • (3) [略]

(免除の決定及び通知)

- 第26条 校長は、前条の授業料免除申請書を受理したときは、 その内容を審査し、授業料を免除することが適当と認めると きは免除及び免除の額を決定し、授業料免除決定通知書によ り申請者に通知し、授業料を免除することが不適当と認める ときは免除不承認の決定をし、授業料免除不承認通知書によ り申請者に通知するものとする。
- 2 校長は、第23条各号のいずれかに該当する者のあるときは 2 校長は、第25条第2項各号のいずれかに該当する者のある 、免除する授業料の額を決定し、当該者又は当該者の学資を 主として負担している者に通知するものとする。

(免除の取消し)

受けた申請者が虚偽の申請をした事実が判明したときは、校 長は、当該免除の決定を取り消すものとする。

第8章 補則

第28条 [略]

附則

 $1 \sim 3$ 「略]

該各号に掲げる期日までに校長に提出しなければならない。

(1) 入学料及び新入学生の入学した日の属する期に係る授 業料 入学の日

(2) • (3) [略]

(免除の決定及び通知)

- 第28条 校長は、前条の授業料等免除申請書を受理したときは 、その内容を審査し、授業料等を免除することが適当と認め るときは免除及び免除の額を決定し、授業料等免除決定通知 書により申請者に通知し、授業料等を免除することが不適当 と認めるときは免除不承認の決定をし、授業料等免除不承認 通知書により申請者に通知するものとする。
 - ときは、免除する授業料の額を決定し、当該者又は当該者の 学資を主として負担している者に通知するものとする。

(免除の取消し及び通知)

第27条 前条第1項の規定による授業料の免除の決定の通知を|第29条 前条第1項の規定による授業料等の免除の決定の通知 を受けた申請者が虚偽の申請をした事実が判明したとき、又 は条例第5条に規定する退学若しくは第16条に規定する停学 (期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。)の処分を受けたときは、校長は、当該免除の決定を取り消 し、当該申請者又は当該申請者の学資を主として負担してい る者に通知するものとする。

(免除の決定の効力の停止及び通知)

第30条 第28条第1項の規定による授業料の免除の決定の通知 を受けた申請者が第25条第1項に規定する要件を欠くことと なったとき、第16条に規定する訓告又は停学(3月未満の期 間のものに限る。) の処分を受けたときその他授業料を免除 することが適当でない事実が生じたときは、校長は、当該免 除の決定の効力を停止し、当該申請者又は当該申請者の学資 を主として負担している者に通知するものとする。

第8章 補則

第31条 [略]

附則

 $1 \sim 3$ 「略]

4 条例附則第4項の規定により入学検定料又は寄宿舎料の免 除を受けることができる者は、新型インフルエンザ等対策特 別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規 定する新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のため の措置の影響に起因する経済的事情によって、条例第14条の 規定による授業料等の免除を受ける者に準ずる程度に修業が 困難になったと認められる者とする。

申請者」という。)は、別に定める様式による入学検定料免 除申請書、入学料免除申請書又は寄宿舎料免除申請書(以下 「申請書」という。) に前項各号 (平成28年台風第10号又は 令和元年台風第19号に係るものにあっては、第2号を除く。) のいずれかの被害を受けたことを証する書類その他校長が 必要と認める書類を添えて、次の各号に掲げる申請書の区分 に応じ、当該各号に定める期限までに校長に提出しなければ ならない。

4 入学検定料等の免除を受けようとする者(次項において「 5 入学検定料等の免除を受けようとする者(次項において「 申請者」という。)は、別に定める様式による入学検定料免 除申請書、入学料免除申請書又は寄宿舎料免除申請書(以下 「申請書」という。)に、条例附則第3項の規定による免除 にあっては附則第3項各号(平成28年台風第10号又は令和元 年台風第19号に係るものにあっては、第2号を除く。)のい ずれかの被害を受けたこと、条例附則第4項の規定による免 除にあっては前項に規定する者に該当することを証する書類 その他校長が必要と認める書類を添えて、次の各号に掲げる 申請書の区分に応じ、当該各号に定める期限までに校長に提 出しなければならない。

 $(1)\sim(3)$ [略]

6 「略]

 $(1)\sim(3)$ [略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

- 1 この規則は、令和2年7月1日から施行し、この規則による改正後の産業技術短期大学校条例施行規則(以下「改正後の規則 」という。) 第25条及び第26条の規定は、令和2年度以後の年度分の授業料又は同年4月1日以後に入学を許可された者に係る 入学料について適用する。
- 2 産業技術短期大学校条例の一部を改正する条例(令和2年岩手県条例第33号。以下「一部改正条例」という。)附則第2項の 従前の例によることができる場合は、次に掲げる場合とする。この場合において、授業料の納付期間については、改正後の規則 第23条の規定を準用する。
 - (1) 一部改正条例附則第2項に規定する者が、一部改正条例による改正後の産業技術短期大学校条例第14条の規定による授業 料の免除を受けることができない場合
 - (2) 一部改正条例附則第2項に規定する者に係る改正後の規則第26条第1項の規定による授業料の免除の額がこの規則による 改正前の産業技術短期大学校条例施行規則第24条の規定による授業料の免除の額より少なくなる場合